

第4章 循環型社会の構築

第1節 第四次えひめ循環型社会推進計画

1 計画策定の趣旨

県では、廃棄物の減量化とリサイクルや適正処理を推進することにより、資源の有効活用と環境負荷の低減を図り、本県独自の持続可能な循環型社会を構築することを目的として、平成12年3月に「えひめ循環型社会推進計画」（計画期間：平成12～16年度）を策定し、計画に基づく各種施策を推進してきた。

平成17年度には、よりレベルの高い循環型社会に向かうための“戦略プログラム”として、「第二次えひめ循環型社会推進計画」（計画期間：平成17～22年度）を策定し、引き続き幅広い施策の展開に努めた。

平成20年2月には一般廃棄物の排出量や最終処分量、リサイクル率などについて、より高い目標値を再設定するなど計画の中間見直しを行った。

平成23年度には、循環型社会の構築に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「えひめ循環型社会推進計画」に「愛媛県産業廃棄物処理計画」を統合し、「第三次えひめ循環型社会推進計画」（計画期間：平成23～27年度）を策定した。

近年、本県の廃棄物の排出量、最終処分量は着実に減少しているが、さらなる循環型社会の形成のためには、県民一人ひとりが、従来の大量生産・大量消費型かつワンウェイ型のライフスタイルから、循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルへの転換を図るとともに、廃棄物の適正処理の推進、処理施設等の監視指導や不法投棄等の不適正処理対策の徹底、排出事業者や処理業者に対する普及啓発などの取組みを進める必要がある。

また、廃棄物を資源として循環させていくためには、発生する廃棄物をできる限り資源として活用する循環型社会ビジネスの振興に取り組む必要があるとともに、他方で、東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となり、大規模災害発生時においても円滑・適正かつ迅速に廃棄物を処理できる体制を平素から築いておくことなど、新たな課題に対応した取組みを推進するため、平成29年3月に「第四次えひめ循環型社会推進計画」（計画期間：平成28～32年度）を策定した。

2 計画の審議経緯

- (1) えひめ循環型社会推進計画評価委員会(平成29年1月13日)
(委員長：稲田善紀 愛媛大学名誉教授、委員7名)
- (2) パブリック・コメント(平成29年2月6日～3月7日、寄せられた意見8件)
- (3) 愛媛県環境審議会(平成28年度第3回)(平成29年3月14日)
(会長：林和男 愛媛大学名誉教授、委員16名)

3 計画の目標年次

平成32年度（2020年度）

4 基本理念

調和と循環により、かけがえのない環境を守る『やさしい愛顔』づくり
～県民総参加の循環共生型社会の実現～

5 計画の目標

廃棄物の減量化・リサイクル

① 一般廃棄物の減量化目標

1. ゴミ総排出量を平成27年度から約11%削減する（421千トンに削減）。
（1人1日当たりの排出量を平成27年度から約5%削減。）
2. 再生利用率を約27%に増加する。
3. 最終処分量を平成27年度から約12%削減する（41千トンに削減）。

項目	単位	実績（速報）値	目標値
		平成27年度	平成32年度
ゴミ総排出量	千t	473	421
1人1日当たり排出量	g/人/日	915	868
再生利用率	%	18.2	27.0
最終処分量	千t	47	41

② 産業廃棄物の減量化目標

1. 排出量を平成26年度から約1%削減する（7,450千トンに削減）。
2. 再生利用率を約39%に増加する（再生利用量を2,900千トンに増加）。
3. 最終処分量を平成26年度から約12%削減する（240千トンに削減）。

項目	単位	実績値	目標値
		平成26年度	平成32年度
排出量	千t	7,526	7,450
再生利用率	%	29.9	39.0
再生利用量	千t	2,253	2,900
最終処分量	千t	274	240

6 基本方針と重点施策



7 各主体に期待される役割

(1) 県民〈＝循環型社会をかたちづくる主役〉

- ・ 3R活動・環境に配慮した消費行動（環境にやさしい買い物）の実践
 - リデュース：買い物袋の持参（レジ袋の辞退）、簡易包装された商品の購入、過剰包装の辞退、ごみの減量化につながる商品の購入（詰替商品、ばら売り、量り売り等）、商品の計画的な購入、耐久性に優れた商品の購入
 - リユース：リターナブル容器使用商品の購入、中古品の購入、リース・レンタル商品の活用
 - リサイクル：再生可能な資源を活用した製品や再生品の優先的な購入、生ごみの飼料化・堆肥化、ごみの分別の徹底
- ・ リデュース・リユースの推進によるごみを出さないライフスタイルへの転換
 - リデュース：物を大切に長く使う、家電製品等を修理して使う、適量の購入・注文、食品の賞味期限等の食品表示に関する正しい理解の推進、食材の使い切り・食べ切り、エコクッキングの実践、生ごみの水切り
 - リユース：フリーマーケットやリユースショップの活用、空き瓶の返却
- ・ ごみの分別・資源回収への協力
 - ごみの分別排出の徹底、廃食油等の資源の集団回収・店頭回収への協力
- ・ 各種リサイクル法の理解とそれに基づく廃棄物の適正処分、不法投棄防止への協力
 - ごみのポイ捨てをしない、ごみの不法投棄や野焼き、多量保管等の不適正な処理を発見した時は直ちに行政に通報

(2) NPO・大学等〈＝県民・企業等の環境保全活動のつなぎ手〉

NPO等

- ・ フリーマーケットの開催
- ・ 3Rの推進や地域住民のライフスタイル見直しの支援
- ・ 地域における環境教育・環境学習の推進
- ・ 県民、事業者、行政等と連携した地域における環境保全活動への積極的な取り組み

大学等

- ・ 新しいリサイクル技術やシステムの研究・開発
- ・ 3R関連技術や環境に関する知識の普及・啓発
- ・ 事業者や行政との共同研究

(3) 事業者〈＝環境への配慮、排出者責任・拡大生産者責任を踏まえた事業活動〉

排出事業者

- ・ 拡大生産者責任の徹底
- ・ 環境にやさしい製品やサービスの提供
- ・ 製造から流通、販売に至る事業活動における3Rの実践による環境負荷の低減
- ・ 新しいリサイクル技術・システムの構築
- ・ 廃棄物処理の適正委託や優良な廃棄物処理業者の選択、資源循環促進税の適正な負担
- ・ 有害物質の適正管理、廃棄物処理法や各種リサイクル法の理解と順守

- ・行政施策への協力

処理業者

- ・適正処理の実施、処分場の適正管理
- ・新しいリサイクル技術やシステムの構築
- ・有害物質の適正管理、廃棄物処理法や各種リサイクル法の理解
- ・法令順守の徹底、行政施策への協力
- ・廃棄物処理やリサイクルに関する技術・知識の向上

(4) 行政〈＝各主体の取組の支援、コーディネーター〉

県

- ・3R活動や廃棄物・リサイクル関係制度の普及啓発及び情報提供
- ・環境学習・環境教育の推進による県民の自主的な取組の促進
- ・廃棄物処理業者の指導監督・育成、廃棄物適正処理の推進
- ・熱回収の普及促進、リサイクル技術の研究開発
- ・産学官の連携による調査研究や技術開発
- ・循環型社会ビジネスの振興、リサイクル製品の利用促進
- ・環境への負荷の少ない事務事業の執行及びグリーン購入の推進
- ・海岸漂着物等の発生抑制対策の推進
- ・地域循環圏の構築、不法投棄防止対策

市町

- ・一般廃棄物の適正な処理及び循環的利用の促進
- ・地球温暖化防止や省エネルギー等に配慮した廃棄物処理施設の整備、維持管理及び計画的な更新
- ・分別収集の徹底、資源回収の支援、ごみ収集・処理やリサイクルの効率化
- ・廃棄物処理業者の指導監督・育成、廃棄物適正処理の推進、廃棄物最終処分場の適正管理
- ・熱回収の普及促進、リサイクル技術の研究開発
- ・循環型社会ビジネスの振興、リサイクル製品の利用促進
- ・グリーン購入の推進、地域循環圏の構築、不法投棄防止対策
- ・海岸漂着物等の処理に関する海岸管理者等への協力及び発生抑制対策の推進
- ・市町災害廃棄物処理計画の策定及び災害廃棄物の仮置場の整備
- ・コンポスト、生ごみ処理機等の購入支援

8 推進体制と評価システム

「えひめ循環型社会推進会議」を活用し、県内各界各層の実践活動の活発化及び普及・定着に努めるとともに、「えひめ循環型社会推進計画評価委員会」において進行管理と評価を行う。